

いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 廃棄物の減量(第3条・第4条)
- 第3章 一般廃棄物の適正処理(第4条の2―第14条の3)
- 第4章 廃棄物処理業等(第15条―第26条の6の3)
- 第4章の2 廃棄物処理施設(第26条の7―第26条の10)
- 第5章 一般廃棄物処理手数料等(第27条―第29条)
- 第6章 廃棄物減量等推進審議会(第30条―第35条)
- 第7章 雑則(第36条・第37条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び**いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年いわき市条例第39号。以下「条例」という。)**の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、自動車リサイクル法、浄化槽法及び**条例**の例による。

第2章 廃棄物の減量

(事業用大規模建築物)

第3条 **条例第16条第1項**に規定する規則で定める事業用の大規模建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める建築物

(事業系一般廃棄物減量計画)

第4条 **条例第16条第2項**の事業系一般廃棄物の減量に関する計画は、事業系一般廃棄物減量計画書(**第1号様式**)により作成するものとする。

第3章 一般廃棄物の適正処理

(家庭系廃棄物の搬出の基準)

第4条の2 **条例第19条第2項**に規定する再利用に供する目的をもってする搬出は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 搬出する日時は、一般廃棄物処理計画で定める収集日の当日で、午前8時30分までとすること。
- (2) 搬出する場所は、市長の承認を受けた場所とすること。
- (3) 搬出の方法は、一般廃棄物処理計画で定める方法によること。

(家庭系廃棄物の排出基準)

第5条 **条例第19条第3項**の規則で定める排出基準は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画で定める大型ごみ(以下「大型ごみ」という。) 次のアからエまでに掲げる事項
 - ア 排出するときは、あらかじめ市長に申し出ること。
 - イ 排出する日時は、申出の際に市長が指定する日時とすること。
 - ウ 排出する場所は、申出の際に市長が指定する場所とすること。
 - エ 排出する際は、その排出に係る大型ごみに、当該大型ごみの品目に係る手数料の額に応じた枚数の大型ごみ収集処理手数料納付券(**第1号様式の2**)を貼付すること。
- (2) 前号以外の廃棄物(犬、猫その他の動物の死体を除く。) 次のアからウまでに掲げる事項
 - ア 排出する日時は、一般廃棄物処理計画で定める収集日の当日で、午前8時30分までとすること。
 - イ 排出する場所は、市長の承認を受けた場所とすること。
 - ウ 排出に使用する容器は、縦70センチメートル、横50センチメートルの大きさで、無色かつ透明のポリエチレン製の袋(以下「市の規格の袋」という。)とすること。ただし、市の規格の袋による排出が困難である廃棄物については、市長が別に指示するところによるものとする。

(承認を要する集積所の設置の承認等)

第6条 承認を要する集積所を新設し、又はその位置を変更しようとする者は、集積所新設・変更承認申請書(**第2号様式**)を当該新設し、又は変更しようとする日の14日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる承認を要する集積所の設置基準に従い承認の可否について決定し、その旨を集積所承認・不承認決定通知書(**第3号様式**)により申請者に通知するものとする。

- (1) 市長及び市長が指定した者が行う収集業務に支障がない場所であること。
- (2) 交通に支障がない場所であること。
- (3) おおむね15世帯以上の利用があること。
- (4) 承認を要する集積所を管理する者(第4項、次条、**第2号様式**及び**第3号様式**において「管理者」という。)を選出していること。

3 市長は、適正な管理がなされていないと認めるときは、当該承認を受けた集積所の承認を取り消すことができる。

4 管理者は、承認を受けた集積所を廃止しようとするときは、集積所廃止届(**第4号様式**)を市長に提出しなければならない。

(承認を受けた集積所の管理)

第7条 管理者は、当該承認を受けた集積所の利用者が次に掲げる事項を遵守するよう指導、啓発等に努めなければならない。

- (1) 相互に協力して承認を受けた集積所の清潔を保持すること。
- (2) 廃棄物を適正に分別して搬出し、又は排出すること。
- (3) 第4条の2の搬出の基準及び第5条の排出基準に従って廃棄物を搬出し、又は排出すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、承認を受けた集積所の承認の際に示す管理事項

2 承認を受けた集積所を新たに利用しようとする者は、自らその管理者の承諾を受けなければならない。

(事業系一般廃棄物の排出基準)

第8条 **条例第20条第4項**の規則で定める排出基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排出する日時は、一般廃棄物処理計画で定める収集日の当日で、午前8時30分までとすること。
- (2) 排出する場所は、前条第2項の承諾を受けた集積所とすること。
- (3) 排出に使用する容器は、事業者専用袋(**第5号様式**)とすること。

第9条 削除

(開発事業者)

第10条 **条例第21条第1項**の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その規模が3,000平方メートル以上のもの
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業
- (4) 15戸以上の住宅を建築する事業

(適正処理協議書)

第11条 **条例第21条第1項**の規定による協議は、一般廃棄物適正処理協議書(**第7号様式**)を市長に提出して行うものとする。

(死犬等処理届)

第12条 **条例第23条**の規定による届出は、死犬等処理届(**第8号様式**)により行うものとする。

(処理施設への一般廃棄物の搬入申込等)

第13条 **条例第24条第1項**の規定により一般廃棄物(し尿又は浄化槽に係る汚泥を除く。)を処理施設に搬入しようとする者(以下「搬入者」という。)は、市長が別に定めるところにより申し出なければならない。

2 搬入者は、その一般廃棄物を処理施設に搬入するに際して、当該処理施設の係員の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の受入基準)

第14条 **条例第24条第2項**の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の区域内で発生した一般廃棄物であること。
- (2) 処理施設で処分できる性状、形状及び量の廃棄物であること。
- (3) 一般廃棄物処理計画等に従って、分別し、及び排出した廃棄物であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、処理施設の適正な管理運営のため市長が別に定める事項に違反しないこと。

(指定収集運搬者)

第14条の2 **条例第25条の2第1項**の規定による指定は、次に掲げる者について行うものとする。

- (1) 集積所から廃棄物を収集し、又は運搬することについて市が委託している者
- (2) 一般廃棄物処理計画で定める者

2 市長は、前項の規定により指定した者に対し、指定収集運搬者指定証(**第9号様式**)を交付するものとする。

3 市長は、前項の指定収集運搬者指定証を交付したときは、速やかに指定した者の名称、所在地、収集し、又は運搬する廃棄物の種類及び指定の有効期限を告示するものとする。

(収集又は運搬の禁止命令)

第14条の3 **条例第25条の2第2項**の規定による命令は、収集運搬禁止命令書(**第10号様式**)により行うものとする。

第4章 廃棄物処理業等

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

第15条 法第7条第1項又は第2項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬の業(以下「一般廃棄物収集運搬業」という。)の許可又は許可の更新を受けようとする者は一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書(**第11号様式**)を、同条第6項又は第7項の規定により一般廃棄物の処分の業(以下「一般廃棄物処分業」という。)の許可又は許可の更新を受けようとする者は一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書(**第12号様式**)を、それぞれ市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合は、その法人の定款その他の基本約款及び登記事項証明書)
- (3) 従業員名簿
- (4) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (5) 申請者の資産に関する調書並びに直前2年の所得税、県民税及び市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合は、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税、法人事業税、法人県民税及び法人市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)
- (6) 事業の用に供する車両がある場合は、自動車検査証の写し及びその写真
- (7) 事業の用に供する施設(車両を除く。第10号において同じ。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図(最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面)
- (8) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること。)を証する書類
- (9) 事業の用に供する施設が法第8条第1項の許可を受けている場合は、その許可証の写し
- (10) 事業の用に供する施設が法第15条の2の5第1項の規定による届出を受理されている場合は、その受理書の写し
- (11) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (12) 他の市町村長から一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けている場合は、その許可証の写し
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第2号及び第8号から第11号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

(事業の範囲の変更の許可申請)

第16条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(**第13号様式**)を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第2項の規定により提出した添付書類のうち、その内容に変更が生ずることとなる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(浄化槽清掃業許可申請書等)

第17条 浄化槽法第35条第1項の許可の期間は、2年以内とする。

2 浄化槽法第35条第3項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書(**第14号様式**)とする。

(許可証の交付等)

第18条 市長は、法第7条第1項又は第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新をしたときは一般廃棄物収集運搬業許可証(**第15号様式**)を、同条第6項又は第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新をしたときは一般廃棄物処分業許可証(**第16号様式**)を、法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証(**第17号様式**)を、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可をしたときは浄化槽清掃業許可証(**第18号様式**)を、それぞれ当該申請者に交付するものとする。

2 自動車リサイクル法第44条第2項(同法第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は引取業者登録通知書(**第18号様式の2**)により、同法第55条第2項(同法第57条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知はフロン類回収業者登録通知書(**第18号様式の3**)により行うものとする。

3 市長は、許可業者がその事業の用に供する施設を確認したときは、施設確認済証(**第19号様式**)を交付するものとする。

4 許可業者は、第1項に規定する許可証及び前項の施設確認済証(以下「許可証等」という。)を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 許可業者は、施設確認済証の交付を受けたときは、当該施設確認済証を施設の見やすい箇所に表示しておかななければならない。

(不許可等の通知)

第19条 市長は、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第2項に規定する申請書を受理した場合において、一般廃棄物処理業の許可又は許可の更新をしないときは一般廃棄物処理業不許可通知書(第20号様式)により、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしないときは一般廃棄物処理業事業範囲変更不許可通知書(第21号様式)により、浄化槽清掃業の許可をしないときには浄化槽清掃業不許可通知書(第22号様式)により、それぞれ当該申請者に通知する。

2 自動車リサイクル法第45条第2項の規定による通知は引取業者登録拒否通知書(第22号様式の2)により、同法第56条第2項の規定による通知はフロン類回収業者登録拒否通知書(第22号様式の3)により行うものとする。

(許可証等の再交付)

第20条 許可業者は、許可証等を紛失し、き損し、又は汚損したときは、許可証等紛失等届(第23号様式)を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、き損又は汚損により許可証等の再交付を受けようとするときは、そのき損し、又は汚損した許可証等を添付しなければならない。

(従業員証の発行等)

第21条 許可業者は、従業員に、その身分を示す従業員証(第24号様式)を発行しなければならない。

2 許可業者は、従業員をその業務に従事させようとするときは、常に従業員証を携帯させなければならない。

3 従業員は、関係人から従業員証の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(変更の届出)

第22条 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第1項の規定による許可を受けて、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更をした場合を除き、次に掲げる事項を変更したときは、一般廃棄物処理業変更届(第25号様式)を当該変更の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 法第7条の2第3項の住所その他環境省令で定める事項

(2) 前号に掲げるもののほか、第15条又は第16条に規定する申請書又は添付書類の記載事項

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届(第26号様式)により行うものとする。

3 前2項に規定する届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) その内容を明らかにする書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業の廃止又は休止の届出)

第23条 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止し、又は休止したときは、一般廃棄物処理業廃止等届(第27号様式)を当該廃止又は休止の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

2 自動車リサイクル法第48条第1項の規定による届出は引取業廃業等届(第27号様式の2)により、同法第59条において準用する同法第48条第1項の規定による届出はフロン類回収業廃業等届(第27号様式の3)により行うものとする。

3 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届(第28号様式)により行うものとする。

4 前3項に規定する届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) その内容を明らかにする書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の取消し等)

第24条 法第7条の3の規定による事業の全部又は一部の停止命令は一般廃棄物処理業停止命令書(第29号様式)により、法第7条の4各項の規定による許可の取消しの通知は一般廃棄物処理業許可取消通知書(第30号様式)により行うものとする。

2 自動車リサイクル法第51条第2項において準用する同法第45条第2項の規定による通知は、登録の取消しにあっては引取業者登録取消通知書(第30号様式の2)により、事業の全部又は一部の停止の命令にあっては引取業停止命令書(第30号様式の3)により、同法第58条第2項において準用する同法第56条第2項の規定による通知は、登録の取消しにあってはフロン類回収業者登録取消通知書(第30号様式の4)により、事業の全部又は一部の停止の命令にあってはフロン類回収業停止命令書(第30号様式の5)により行うものとする。

3 浄化槽法第41条第3項の規定により同条第2項の規定による処分をした場合に準用される同法第35条第4項の規定による通知は、許可の取消しにあっては浄化槽清掃業許可取消通知書(第31号様式)により、事業の全部又は一部の停止の命令にあっては浄化槽清掃業停止命令書(第32号様式)により行うものとする。

(許可証等の返還)

第25条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証等を市長に返還しなければならない。

(1) 許可証等の有効期間が満了したとき。

(2) 事業の全部を廃止したとき。

(3) 許可を取り消されたとき。

(4) 許可証等を紛失したことで再交付を受けた者が、紛失した許可証等を回復するに至ったとき。

2 許可業者は、その事業の全部の停止を命ぜられたとき又はその事業の全部を休止したときは、許可証等を一時市長に返還しなければならない。

(実績報告書の提出)

第26条 許可業者は、毎月末日までに前月中の一般廃棄物の処理状況又は浄化槽の清掃の実施状況について、一般廃棄物処理業者にあっては一般廃棄物処理業実績報告書(第33号様式)を、浄化槽清掃業者にあっては浄化槽清掃業実績報告書(第34号様式)を、それぞれ市長に提出しなければならない。

(廃棄物再生輸送業の指定)

第26条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号又は省令第9条第2号の指定(以下「廃棄物再生輸送業の指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物・産業廃棄物再生輸送業指定申請書(第34号様式の2)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)

(2) 事務所及び事業場の所在地

(3) 取り扱う廃棄物の種類及び数量

(4) 再生利用の目的

(5) 事業の用に供する施設の種類及び数

(6) 取り扱う廃棄物に関し取引をする者の氏名及び住所

(7) 再生により得られる製品の種類及び用途

(8) 従業員数

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合は、その法人の定款その他の基本約款及び登記事項証明書)

(3) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(4) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が断権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類

(5) 省令第2条の3第2号又は省令第10条の3第2号の指定(以下「廃棄物再生生活用業の指定」という。)を受けた者が申請する場合は、その指定証の写し

(6) 前号に規定する者の委託を受けて再生輸送(再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物)のみの収集又は運搬をいう。以下同じ。)を業として行おうとする者が申請する場合は、同号に規定する者との委託関係を証する書類及び同号に規定する者の廃棄物再生生活用業の指定証の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の指定による申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、廃棄物再生輸送業の指定をするものとする。

(1) 再生生活用(再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物)の処分をいう。以下同じ。)を業として行う者が自ら再生輸送を行い又は再生生活用を業として行う者の委託を受けて再生輸送を行うこと。

(2) 再生輸送を確実にするための施設、人員等を備えていること。

(3) 再生輸送において、生活環境の保全上支障が生じないこと。

4 市長は、廃棄物再生輸送業の指定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

5 市長は、廃棄物再生輸送業の指定をしたときは、一般廃棄物・産業廃棄物再生輸送業指定証(第34号様式の3)を当該申請者に交付するものとする。

(廃棄物再生生活用業の指定)

第26条の3 廃棄物再生生活用業の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物・産業廃棄物再生生活用業指定申請書(第34号様式の4)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 事務所及び事業場の所在地

(3) 取り扱う廃棄物の種類及び数量

(4) 再生利用の目的

(5) 事業の用に供する施設の種類、数、設置場所及び処理能力

(6) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

(7) 取り扱う廃棄物に関し取引をする者の氏名及び住所

(8) 再生により得られる製品の種類及び用途

(9) 従業員数

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 排出者(再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物を排出する者をいう。以下同じ。)との取引関係を証する書類

(2) 再生生活用の処理工程図

(3) 再生輸送を委託する場合は、委託関係を証する書類

(4) 再生生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

(5) 前条第2項第1号から第4号までに掲げる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、廃棄物再生生活用業の指定をするものとする。

(1) 廃棄物を原則として無償で引き取ること。

(2) 再生生活用を確実にするための施設、人員等を備えていること。

(3) 引き取る廃棄物は、すべて再生生活用の用に供されること。

(4) 排出者との取引関係に継続性があること。

(5) 再生生活用において、生活環境の保全上支障が生じないこと。

(6) 再生生活用において生ずる廃棄物を適正に処理できること。

4 市長は、廃棄物再生生活用業の指定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

5 市長は、廃棄物再生生活用業の指定をしたときは、一般廃棄物・産業廃棄物再生生活用業指定証(第34号様式の5)を当該申請者に交付するものとする。

(指定証の再交付)

第26条の3の2 廃棄物再生輸送業の指定を受けた者(以下「廃棄物再生輸送業者」という。)及び廃棄物再生生活用業の指定を受けた者(以下「廃棄物再生生活用業者」という。)は、第26条の2第5項又は第26条の3第5項に規定する指定証(以下「指定証」という。)を紛失し、き損し、又は汚損したときは、指定証紛失等届(第34号様式の5の2)を市長に提出し、その再交付を受けることができる。この場合において、き損又は汚損により指定証の再交付を受けようとするときは、そのき損し、又は汚損した指定証を添付しなければならない。

(再生輸送又は再生生活用する廃棄物の種類の変更)

第26条の4 廃棄物再生輸送業者は、取り扱う廃棄物の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、一般廃棄物・産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書(第34号様式の6)を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 第26条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第26条の4第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第26条の4第1項」と読み替えるものとする。

3 廃棄物再生生活用業者は、取り扱う廃棄物の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、一般廃棄物・産業廃棄物再生生活用業変更指定申請書(第34号様式の7)を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 第26条の3第2項から第5項までの規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第26条の4第3項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第26条の4第3項」と読み替えるものとする。

(再生輸送業等の廃止又は変更の届出)

第26条の5 廃棄物再生輸送業者又は廃棄物再生生活用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は次に掲げる事項を変更したとき(取り扱う廃棄物の種類の変更に係る場合を除く。)は、当該廃止又は変更の日から10日以内に、廃棄物再生輸送業・再生生活用業の廃止・変更届(第34号様式の8)を市長に提出しなければならない。

(1) 第26条の2第1項第1号、第2号又は第4号から第7号までに規定する事項

(2) 第26条の3第1項第1号、第2号又は第4号から第8号までに規定する事項

2 前項に規定する届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第26条の2第2項又は第26条の3第2項の規定により提出した添付書類のうち、その内容に変更が生ずることとなる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(再生輸送業等の指定の取消し)

第26条の6 市長は、廃棄物再生輸送業者が第26条の2第3項各号に適合しないと認めたとき又は廃棄物再生生活用業者が第26条の3第3項各号に適合しないと認めたときは、その指定を取り消すことができる。

(準用)

第26条の6の2 第25条第1項の規定は廃棄物再生輸送業者及び廃棄物再生生活用業者について準用する。

第26条の6の3 第25条(第2項に規定する休止の場合を除く。)及び第26条の3の2の規定は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。

第4章の2 廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設に係る申請書等)

第26条の7 次の各号に掲げる申請書、報告書及び届出書は、当該各号に定める申請書、報告書及び届出書によるものとする。

(1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第34号様式の9)

(2) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第34号様式の10)

(3) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(第34号様式の10の2)

(4) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(第34号様式の10の2の2)

- 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第34号様式の10の3)
- 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第34号様式の10の4)
- 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(第34号様式の10の5)
- 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第34号様式の10の6)
- 省令第5条の5の5第1項の申請書 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書(第34号様式の10の6の2)
- 省令第5条の5の10第1項の届出書 一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書(第34号様式の10の6の3)
- 省令第5条の5の11第1項の報告書 一般廃棄物処理施設熱回収報告書(第34号様式の10の6の4)
- 法第9条の3第1項の規定による届出に係る届出書 一般廃棄物処理施設設置届出書(第34号様式の10の7)
- 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書(第34号様式の10の8)
- 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第34号様式の10の9)
- 省令第5条の12第1項の申請書 合併・分割認可申請書(第34号様式の10の10)
- 省令第6条第1項の届出書 相続届出書(第34号様式の10の11)
- 省令第12条の7の17第2項の届出書 特例による一般廃棄物処理施設設置届出書(第34号様式の10の12)
- 省令第12条の7の17第5項の規定による届出に係る届出書 特例による一般廃棄物処理施設産業廃棄物処理施設種類等変更・事業廃止届出書(第34号様式の10の13)

(氏名等の変更に係る届出書の添付書類)

第26条の7の2 法第8条第2項第1号に掲げる事項の変更に係る省令第5条の4の2第1項の届出書には、同条第2項に規定するもののほか、届出者の住民票の写し(届出者が法人である場合は、その法人の定款その他の基本約款及び登記事項証明書)その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(許可証等の交付)

第26条の8 市長は、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき又は法第9条第1項の規定による当該施設の変更の許可をしたときは一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(第34号様式の10の14)を、法第8条の2の2の規定による一般廃棄物処理施設の検査をしたときは一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(第34号様式の10の14の2)を、法第9条の2の4第1項の規定による熱回収施設に係る適合の認定をしたときは一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証(第34号様式の10の14の3)を、法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたときは一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証(第34号様式の10の15)を、法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可をしたときは合併・分割認可証(第34号様式の10の16)を、法第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出の受理をしたときは特例による一般廃棄物処理施設設置届出受理書(第34号様式の10の17)を、それぞれ申請者又は届出者に交付するものとする。

(準用)

第26条の8の2 第25条第1項(第1号を除く。)及び第26条の3の2の規定は、法第8条第1項又は法第15条第1項の許可を受けた者について準用する。

(調査書の縦覧)

第26条の8の3 条例第28条の3第2項の規定により縦覧に供された調査書(次項において「調査書」という。)を縦覧しようとする者は、生活環境影響調査書縦覧請求書(第34号様式の10の18)を市長に提出しなければならない。

2 調査書を縦覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 調査書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- 調査書を破損し、又は汚損しないこと。

3 市長は、前項の規定に違反した者に対し、その縦覧を停止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第26条の8の4 条例第28条の4の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 氏名及び住所
- 対象施設の名称
- 生活環境の保全上の見地からの意見(最終処分場埋立終了届出台帳)

第26条の9 法第19条の12第1項の台帳は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(第34号様式の11。以下「届出台帳」という。)によるものとする。

(届出台帳の閲覧)

第26条の10 届出台帳の閲覧は、生活環境部廃棄物対策課(以下「廃棄物対策課」という。)において行うものとする。

2 届出台帳の閲覧は、いわき市の休日を定める条例(平成元年いわき市条例第71号)第1条第1項に規定する市の休日以外の日に行うものとし、その時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 市長は、届出台帳の整理その他の理由により必要があると認めるときは、前項に規定する閲覧日又は閲覧時間を臨時に変更することができる。

4 届出台帳の閲覧は、無料とする。

5 届出台帳の閲覧を請求しようとする者は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(第34号様式の12)を市長に提出しなければならない。

6 届出台帳を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 届出台帳を廃棄物対策課以外の場所に持ち出さないこと。
 - 届出台帳を破損し、又は汚損しないこと。
- 7 市長は、前項の規定に違反した者に対し、その閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

第5章 一般廃棄物処理手数料等

(一般廃棄物処理手数料の徴収)

第27条 条例別表第1の品目別に規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第29条第1項の手数料の徴収時期は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 市民又は事業者が処理施設に搬入する廃棄物の焼却処分又は埋立処分に係る手数料 搬入の際
- 大型ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料 大型ごみ収集処理手数料納付券の交付の際
- 事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料 事業者専用袋の交付の際
- 犬、猫その他の動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料 当該犬、猫その他の動物の死体の処理の際

3 前項第1号、第3号及び第4号の場合において、市長が特に必要と認めるときは、納期限を定めて納入通知書を発行し、及び徴収することができる。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第28条 条例第29条第2項の規定により手数料を減額し、又は免除することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- 地震、水害、火災等の災害を受けた者
- 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 条例第29条第2項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書(第35号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の手数料減免申請書の提出があったときは、減額又は免除の可否を決定し、その旨を手数料減免・不減免決定通知書(第36号様式)により申請者に通知するものとする。

(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等の徴収)

第29条 条例第30条の手数料の徴収時期は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 第15条から第17条までに規定する許可又は許可の更新に係る手数料 それぞれの許可又は許可の更新に係る申請書の提出の際
- 第18条第3項に規定する施設確認済証の交付に係る手数料 施設確認済証の交付の際
- 第20条に規定する許可証等の再交付に係る手数料 それぞれの許可証等の再交付の際
- 前3号に掲げる手数料以外の手数料 それぞれの許可若しくは許可の更新、認定若しくは認定の更新、認可又は登録若しくは登録の更新に係る申請書の提出の際

第6章 廃棄物減量等推進審議会

(会長及び副会長)

第30条 条例第31条の審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、その会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第32条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第33条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、生活環境部ごみ減量推進課で処理する。

(委任)

第35条 第30条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第7章 雑則

(身分証明書)

第36条 条例第36条第2項の証明書は、身分証明書(第37号様式)とする。

(委任)

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。
(いわき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則及びいわき市廃棄物減量等推進審議会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- いわき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和59年いわき市規則第21号)
- いわき市廃棄物減量等推進審議会規則(平成5年いわき市規則第34号)

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前のいわき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第2条第1項の規定による承認を受けているごみ集積所は、この規則の規定により承認を受けているものとみなす。

4 旧条例及び旧規則の規定により交付された許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、第18条第1項の規定により交付された許可証とみなす。

5 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

6 旧規則の規定により作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

附 則(平成11年3月29日いわき市規則第20号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日いわき市規則第22号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月6日いわき市規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月29日いわき市規則第31号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前のいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第19号様式の規定により作成され、交付されている浄化槽清掃業施設確認済証は、改正後の第19号様式の規定により作成されたものとみなす。

附 則(平成14年3月29日いわき市規則第31号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前のいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「旧規則」という。)第9号様式の規定により作成され、提出されているごみ搬入申込書は、改正後の第9号様式の規定により作成されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第10号様式の規定により作成され、交付されているごみ搬入券は、改正後の第10号様式の規定により作成されたものとみなす。

附 則(平成15年2月25日いわき市規則第1号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日いわき市規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表電気・ガス・石油器具類の部冷凍庫(150リットル未満)の項及び冷凍庫(150リットル以上)の項を削る改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日いわき市規則第56号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第26条の9の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日いわき市規則第3号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年3月31日いわき市規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。
 附 則(平成19年3月30日いわき市規則第23号抄)
 (施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 附 則(平成21年3月31日いわき市規則第15号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項第2号及び第26条の2第2項第2号の改正規定、第26条の7の2の改正規定、第29条第2号の改正規定並びに第34号様式の2(裏面)[添付書類]第2号、第34号様式の4(裏面)[添付書類]第2号、第34号様式の6(裏面)[添付書類]第2号及び第34号様式の7(裏面)[添付書類]第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月9日いわき市規則第28号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。
 附 則(平成23年3月31日いわき市規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
 附 則(平成23年5月30日いわき市規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。
 附 則(平成24年7月5日いわき市規則第39号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第34号様式の9(第3面)、第34号様式の10の3(第2面)、第34号様式の10の9(第2面)及び第34号様式の10の11(裏面)の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月27日いわき市規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。
 附 則(平成25年12月26日いわき市規則第48号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則別表の規定に基づく手数料を納付し、同日以後に排出する場合のいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第5条第1号に規定する大型ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月31日いわき市規則第20号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 附 則(平成28年3月31日いわき市規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
 附 則(平成31年3月29日いわき市規則第20号)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の別表の規定による手数料を納付し、同日以後に排出する場合のいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第5条第1号に規定する大型ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月26日いわき市規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。
 附 則(令和3年3月30日いわき市規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。
 附 則(令和3年8月12日いわき市規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第27条関係)

種類	品目	金額	
		円	
電気・ガス・石油 器具類	エフエフ式温風器	1,040	
	オーディオ機器(3辺の和が140センチメートル未満)	520	
	オーディオ機器(3辺の和が140センチメートル以上)	1,040	
	家具調こたつ(天板を含む。3辺の和が220センチメートル未満)	520	
	家具調こたつ(天板を含む。3辺の和が220センチメートル以上)	1,040	
	ガステーブル	520	
	カラオケ演奏装置	1,040	
	空気清浄機	520	
	照明器具	520	
	除湿機	520	
	食器洗乾燥機	520	
	ストーブ	520	
	ズボンプレスナー	520	
	扇風機	520	
	電気カーペット	520	
	電子レンジ	520	
	生ごみ処理機	520	
	ファンヒーター	520	
	餅つき機	520	
	冷風扇	520	
家具・寝具類	アコーディオンカーテン	520	
	椅子1人用	520	
	椅子2人用	1,040	
	椅子3人用	1,560	
	カーテンレール	520	
	カーペット	520	
	キッチンワゴン、下駄箱、コンパクトディスク棚、サイドボード、収納ケース、食器棚、たんす、机(袖なし)、テーブル、テレビ台、電話台、ビデオ棚、本棚、ラック及びレンジ台(3辺の和が220センチメートル未満)	520	
	キッチンワゴン、下駄箱、コンパクトディスク棚、サイドボード、収納ケース、食器棚、たんす、机(袖なし)、テーブル、テレビ台、電話台、ビデオ棚、本棚、ラック及びレンジ台(3辺の和が220センチメートル以上370センチメートル未満)	1,040	
	キッチンワゴン、下駄箱、コンパクトディスク棚、サイドボード、収納ケース、食器棚、たんす、机(袖なし)、テーブル、テレビ台、電話台、ビデオ棚、本棚、ラック及びレンジ台(3辺の和が370センチメートル以上)	1,560	
	鏡台(椅子を含む。)	1,040	
	座椅子	520	
	じゅうたん	520	
	洗面化粧台	1,560	
	ソファ1人用(スプリングあり。)	520	
	ソファ2人用(スプリングあり。)	1,040	
	ソファ3人用(スプリングあり。)	1,560	
	ソファ(スプリングなし。)	520	
	畳1畳(化学繊維)	520	
	畳1畳(藁)	1,040	
	建具	520	
	机(袖付)	1,560	
	布団1組	520	
	ブラインド	520	
	ベビーベッド	520	
	ベッド(スプリングマットレス及び電動式のものを除く。)	1,560	
	マットレス(スプリングあり。)	1,560	
	マットレス(スプリングなし。)	520	
	趣味用品	運動用具(ラケット、バット等)	520
		オルガン(電子ピアノを含む。)	1,560
		楽器(ギター、キーボード等)	520
健康器具(ウォーカー)		1,040	
健康器具(エアロバイク)		1,040	
健康器具(マッサージ機)		1,560	
健康器具(ウォーカー、エアロバイク及びマッサージ機を除く。)		520	
ゴルフ用具(バッグ及びクラブ)		520	
スキー用具(板及びストック)		520	
スノーボード		520	
卓球台		1,560	
麻雀台		520	
その他		アイロン台	520
		アンテナ	520
		編機	520
	一輪車	520	
	衣類乾燥機台	520	
	買物カート	520	
	傘立て	520	
	玩具	520	
	脚立	520	
	クーラーボックス	520	
	車椅子(電動を除く。)	520	

米びつ	520
サマーベッド	520
三輪車	520
室内物干し	520
自転車	520
スーツケース	520
すのこ	520
ダストボックス(木製を除く。)	520
チャイルドシート	520
ついたて	520
パラソル	520
ベビーカー	520
ポータブルトイレ	520
ミン(踏み台付)	1,040
物干し台(土台なし。)	520
物干し台(土台付)1組	1,040
その他のもの(3辺の和が220センチメートル未満)	520
その他のもの(3辺の和が220センチメートル以上440センチメートル未満)	1,040
その他のもの(3辺の和が440センチメートル以上)	1,560

備考 「3辺の和」とは、大型ごみの縦、横及び奥行の合計の長さをいう。

第1号様式(第4条関係)

事業系一般廃棄物減量計画書(年度)

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号 ()

注意 1 小数点第2位を四捨五入すること。

2 「処理区分」の欄は、処理区分コード番号を記入すること。

廃棄物の種類	前年度処理量(実績)					本年度処理量(計画)					処理区分
	再生量 A=B+C	処分量 B	再生量 C	再生率 D=C/A	再生率 %	再生量 A=B+C	処分量 B	再生量 C	再生率 D=C/A	再生率 %	
燃やすごみ	トン	トン	トン		%	トン	トン	トン		%	
小計(1)											
新聞紙											
段ボール											
雑紙											
紙パック											
その他の紙											
機軸巻紙											
シュレッダー紙											
小計(2)											
空き缶											
空き瓶											
小計(3)											
合計(1)+(2)+(3)											

建築物の区分	
建築物の名称	
建築物の所在地	
建築物の所有者(法人にあっては、名称及び代表者氏名)	
規 模	地上階地下階 延床面積
占有者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)	
利用人員	従業員数 人 外注者数 人/日
建築物の用途	事務所 社 店 社 住居 世帯 その他 所 共用部分 H.H.H.H.H.H.H.H.
清掃管理責任者の交代及び氏名(廃棄物管理責任者を置く場合は、その氏名)	会社名 氏名 電話番号 ()

第1号様式の2(第5条関係)

廃棄物及び再利用率回収業者名	前年度実績に対する自己評価	本年度の廃棄物の減量計画	処理区分コード番号
業者名		量的に割り組む減量計画を以下から選択し、そのコード番号を記入すること。(複数回答可)	10 許可業者に委託している。
		10 古紙類を資源化する。	20 自社で作る処理施設に搬入している。
		20 出物を資源化する。	30 資源回収業者に委託(売却)している。
		30 瓶を資源化する。	40 メーカー、納入業者、卸売店等が引き取る。
		40 生ごみ等を資源化する。	50 自家処理(焼却等)をしている。
		50 購入先への返却を徹底する。	60 生ごみ等を資源化している。
		60 自家処理を徹底する。	70 自社内で再利用率している。
		70 容器、包装等の使用を抑制する。	80 産業廃棄物処理業者に委託している。
		80 無駄なコピー等を抑制する。	90 その他()
		90 従業員研修を徹底する。	
		00 その他 ()	

大型ごみ収集処理手数料納付券

520円券

氏名記入欄

- 氏名を記入してください。
- この券を大型ごみの見やすい位置に貼ってください。
- この券は、一度貼ると貼りなおせません。
- この券を破損又は紛失しても再発行しません。



第2号様式(第6条関係)

新設承認申請書
集積所変更

年 月 日

いわき市長 様

住所
申請者 氏名
電話番号 ()

注意 1 太枠の中だけ記入してください。

2 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

申請区分	□ 新設 □ 変更		利用開始希望日	年 月 日	
廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 再利用に供する目的をもって搬出する廃棄物 <input type="checkbox"/> 市が行う収集に排出する廃棄物				
行政区名	区	組 班 名	組	班	
管理者	住所 氏名 電話番号 ()				
利用者名	1	2	3	4	
	5	6	7	8	
	9	10	11	12	
	13	14	15	16	
	17	18	19	20	
申請理由					

備考

- 1 付近の見取図(集積所を希望する位置に○印を付けたもの)を添付してください。
- 2 利用の開始を希望する日の14日前までに申請してください。

起案	年 月 日	□承認 □不承認	収集開始日	年 月 日
決裁	年 月 日	不承認の理由	地固番号	
施行	年 月 日		集積所番号	
課長	課長補佐 係長 係員			

第3号様式(第6条関係)

承認
集積所 決定通知書
不承認

年 月 日

様

いわき市長 印

		年 月 日付け申請分	
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	収 集 開 始 日	年 月 日
廃棄物の 種 類	<input type="checkbox"/> 再利用に供する目的をもって搬出する廃棄物 <input type="checkbox"/> 市が行う収集に排出する廃棄物		
行政区名	区	組 班 名	組 班
管 理 者	住所 氏名 電話番号 ()		
利用者名	1	2	3
	5	6	7
	9	10	11
	13	14	15
	17	18	19
承認位置	別添え見取図（集積所の位置は、○印）のとおり		
不承認の 理 由			

備考

- 1 利用者は、相互に協力して集積所の清潔を保持してください。
- 2 適正に管理されていないときは、承認を取り消すことがあります。

第4号様式(第6条関係)

集 積 所 廃 止 届

年 月 日

いわき市長 様

住 所
届出者 氏 名
電話番号 ()

注意 太枠の中だけ記入してください。

廃棄物の 種 類	<input type="checkbox"/> 再利用に供する目的をもって搬出する廃棄物 <input type="checkbox"/> 市が行う収集に排出する廃棄物		
行政区名	区	組 班 名	組 班
廃 止 予 定 日	年 月 日		
廃止理由			

備考 付近の見取図（廃止を希望する集積所の位置に○印を付けたもの）を添付してください。

起 案	年 月 日	廃止予定日	年 月 日	摘要
決 裁	年 月 日	年 月 日		
施 行	年 月 日	地図番号		
課 長	課長補佐	係 長	係 員	
				集積所番号

第5号様式(第8条関係)

事業者専用袋



材質 ポリエチレン製
 地の色 無色透明
 文字及びシンボルマークの色 濃紺
 厚さ 0.03ミリメートル

第6号様式 削除
 第7号様式(第11条関係)

一般廃棄物適正処理協議書

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)

協議者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

注意 1 太枠の中だけ記入してください。
 2 □のある欄は、該当する箇所に印を付けてください。

整理番号

開 発 事 業 内 容	事業の名称	
	施行場所の所在地	いわき市
	事業の目的	
	施行場所の面積	
事 業 の 完 了 後 の 状 況	居住予定世帯数及び 事業活動予定事業者数	世帯数 世帯(世帯員数 人) 事業者数 社(従業員数 人)
	一般廃棄物の 排出予定量	キログラム/日(トン/年)
	一般廃棄物の 処理方法	
	一般廃棄物の 集積箇所数	
	一般廃棄物の 排出開始予定日	年 月 日

備考 開発事業の施行場所に係る位置図及び一般廃棄物の集積場所付近の見取図(集積場所に○印を付けたもの)を添付してください。

第8号様式(第12条関係)

死 犬 等 処 理 届

年 月 日

いわき市長 様

住 所
届出者 氏 名
電話番号 ()

注意 1 太枠の中だけ記入してください。

2 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

整理番号

死犬等の発生場所	いわき市
死 犬 等 の 内 容	<input type="checkbox"/> 犬 (体) <input type="checkbox"/> 猫 (体) <input type="checkbox"/> その他 ()
届 出 者 の 区 分	<input type="checkbox"/> 死犬等の発生場所の占有者 <input type="checkbox"/> 死犬等の発生場所の管理者 <input type="checkbox"/> 死犬等の所有者 <input type="checkbox"/> その他 ()

受 付	年 月 日			処理する量	摘要
処 理	年 月 日			体	
課 長	課長補佐	係 長	係 員	手数料	
				円	

第9号様式(第14条の2関係)

指定収集運搬者指定証

第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

指 定 番 号	第 号
廃棄物の種類	
指 定 の 条 件	
指 定 の 有 効 期 限	年 月 日

第10号様式(第14条の3関係)

収集運搬禁止命令書

いわき市達第 号
年 月 日

様

いわき市長 閣

あなたは、次のとおりいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第25条の2第1項の規定に違反したので、同条第2項の規定により、集積所に排出又は搬出された廃棄物を収集し、又は運搬する行為の禁止を命じます。

なお、この命令に違反したときは、条例第38条及び第39条の規定に基づき、20万円以下の罰金に処されることがあります。

日 時	年 月 日 午前 時 分頃 午後
場 所	いわき市
違 反 行 為	上記の場所から、廃棄物（ ）を 収集運搬 した。
収 集 又 は 運 搬 の 方 法	自動車（自動車登録番号又は車両番号） 自転車 その他（ ）

備考

- この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内いわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式（第15条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可更新申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ）

注意 □のある欄は、該当する箇所にL印を付けてください。

所在地	事務所	電話番号（ ）
	事業場	電話番号（ ）
事業の 範囲	業の区分	<input type="checkbox"/> 収集 <input type="checkbox"/> 運搬（積替え及び保管を除く。） <input type="checkbox"/> 運搬（積替え又は保管を含む。）
	取り扱う一般 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> ごみ（粗大ごみを含む。） <input type="checkbox"/> し尿 <input type="checkbox"/> 浄化槽に係る汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業の用 に供する 施設	車 種類、数量、最大 積載量及び車両番 号	
	その 他の 施設	種類、数量及び設 置場所
積替え又は保管を行うときは、積替え又は保管の場所の面積及び保管できる量		
収集運搬業務の従業員数		

第12号様式（第15条関係）

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)

申請者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

注意 □のある欄は、該当する箇所に△印を付けてください。

所在地	事務所	電話番号 ()
	事業場	電話番号 ()
事業の範囲	業の区分	<input type="checkbox"/> 中間処分(□焼却 □脱水 □その他_____) <input type="checkbox"/> 最終処分(□埋立て □その他_____)
	取り扱う一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> ごみ(粗大ごみを含む。) □ し尿 <input type="checkbox"/> 浄化槽に係る汚泥 □ その他 ()
事業の用に供する施設の設置	車両の種類、数量、最大積載量及び車両番号	
	その他の施設の設置	種類、設置場所、設置面積及び処理能力(最終処理場には、埋立容量)
	処理方法及び概要	処理方法、構造及び概要
処分業務の従業員数		

第13号様式(第16条関係)

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)

申請者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

注意 □のある欄は、該当する箇所に△印を付けてください。

許可指	年月日及び番号	年 月 日	いわき市指令 第 号
許可番号	第 号		
事業の範囲	業の区分	<input type="checkbox"/> 収集 <input type="checkbox"/> 運搬(積替え及び保管を除く。) <input type="checkbox"/> 運搬(積替え又は保管を含む。) <input type="checkbox"/> 中間処分(□焼却 □脱水 □その他_____) <input type="checkbox"/> 最終処分(□埋立て □その他_____)	
	取り扱う一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> ごみ(粗大ごみを含む。) □ し尿 <input type="checkbox"/> 浄化槽に係る汚泥 □ その他 ()	
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更予定年月日 年 月 日			

第14号様式(第17条関係)

いわき市長 様

住所(所在地)

申請者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

営業所の所在地	事務所	電話番号 ()
	事業場	電話番号 ()
事業の内容	業務内容	
	取り扱う一般廃棄物の種類	
	営業区域	
事業の用に供する施設の概要	車	種類、数量、最大積載量及び車両番号
	その他の施設	種類及び数量
浄化槽の従業者数	清掃業務員数	

(表面)
 一般廃棄物収集運搬業許可証

いわき市指令第 号
 年 月 日

様

いわき市長 印

年 月 日付け申請分

許 可 番 号		第 号
所在地	事 務 所	
	事 業 場	
事業の 範 囲	業 の 区 分	
	取り扱う一般 廃棄物の種類	
許 可 の 条 件		
許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 の 有 効 期 限	年 月 日	

(裏面)

変 更 等 の 状 況		
変更等の年月日	内 容	摘 要
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

(表面)

一般廃棄物処分業許可証

いわき市指令第 号

年 月 日

様

いわき市長 印

年 月 日付け申請分

許可番号	第 号
所在地	事務所
	事業場
事業の範囲	業の区分
	取り扱う一般廃棄物の種類
許可の条件	
許可年月日	年 月 日
許可の有効期限	年 月 日

(裏面)

変更等の状況		
変更等の年月日	内 容	摘 要
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

(表面)

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証

いわき市指令第 号

年 月 日

様

いわき市長 印

年 月 日付け申請分

許 可 番 号	第 号
所在地	事 務 所
	事 業 場
事業範囲変更許可の内容	
許 可 の 条 件	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 の 有 効 期 限	年 月 日

(裏面)

変 更 等 の 状 況		
変更等の年月日	内 容	摘 要
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

(表面)

浄化槽清掃業許可証

いわき市指令第 号

年 月 日

様

いわき市長 印

年 月 日付け申請分

許可番号	第 号	
営業所の所在地	事務所	
	事業場	
事業の内容	業務内容	
	取り扱う一般廃棄物の種類	
	営業区域	
営業許可の条件		
営業許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	

(裏面)

変更等の状況		
変更等の年月日	内 容	摘 要
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

引 取 業 者 登 録 通 知 書

年 月 日

様

いわき市長 印

区 分	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 登録の更新 <input type="checkbox"/> 登録の変更	
事業所	名 称	
	所 在 地	
登 録 番 号		
登 録 年 月 日		
有 効 期 間 満 了 年 月 日		

第18号様式の3(第18条関係)
フロン類回収業者登録通知書

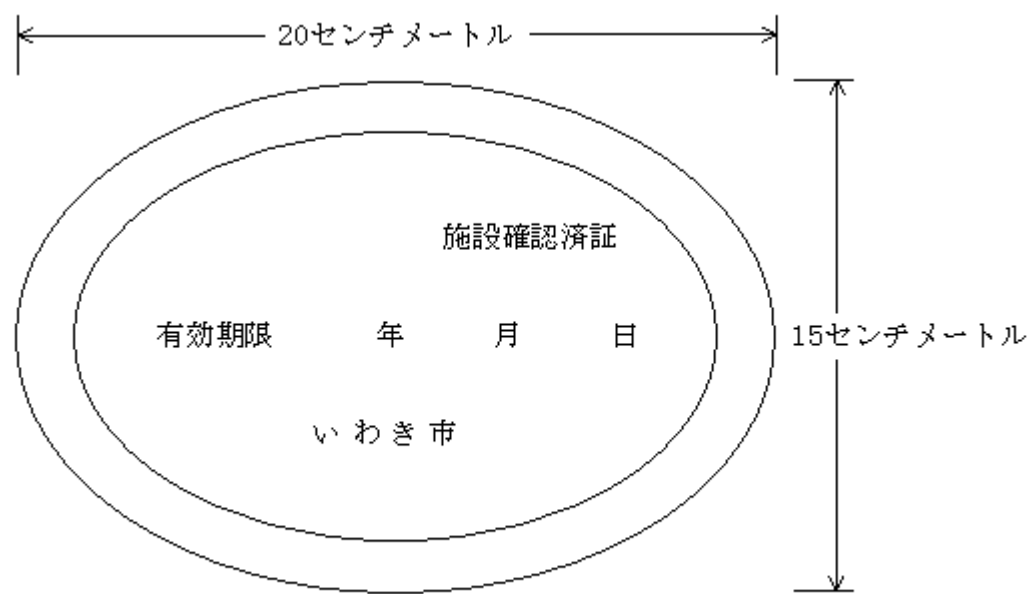
年 月 日

様

いわき市長 印

区 分	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 登録の更新 <input type="checkbox"/> 登録の変更	
事業所	名 称	
	所 在 地	
登 録 番 号		
登 録 年 月 日		
有 効 期 間 満 了 年 月 日		

第19号様式(第18条関係)



備考 地の色は青とし、文字の色は白とする。

第20号様式(第19条関係)

一般廃棄物処理業不許可通知書

いわき市指令第 号
年 月 日

様

いわき市長 回

年 月 日付け申請分

申請の内容	所在地	事務所	
		事業場	
	事業の範囲	業の区分	
		取り扱う一般廃棄物の種類	
不許可の理由			

- 備考
- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内いわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
 - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第21号様式(第19条関係)

一般廃棄物処理業事業範囲変更不許可通知書

いわき市指令第 号
年 月 日

様

いわき市長 回

年 月 日付け申請分

申請の内容	所在地	事務所	
		事業場	
	変更の内容	変更前	
		変更後	
不許可の理由			

- 備考
- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内いわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
 - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第22号様式(第19条関係)

浄化槽清掃業不許可通知書

いわき市指令第 号
年 月 日

様

いわき市長 図

年 月 日付け申請分

申請 の 内 容	営業所の 所在地	事務所	
		事業場	
	事業の 内容	業務内容	
		取り扱う一般 廃棄物の種類	
	営業区域		
不許可の理由			

備考

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内いわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第22号様式の2(第19条関係)

引取業者登録拒否通知書

年 月 日

様

いわき市長 図

事業所	名称	
	所在地	
登録拒否の理由		

備考

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内いわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第22号様式の3(第19条関係)

年 月 日

様

いわき市長 閣

事業所	名称	
	所在地	
登録拒否の理由		

備考

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内いわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第23号様式(第20条関係)

許可証等紛失等届

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

注意 1 太枠の中だけ記入してください。

2 □のある欄は、該当する箇所に△印を付けてください。

許可年月日及び指令番号	年 月 日	いわき市指令 第 号
許可番号	第 号	
再交付を受けようとする許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業許可証 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業許可証 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理事業範囲変更許可証 <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業許可証 <input type="checkbox"/> 施設確認済証 (<input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理業用) <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業用	
再交付の理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> 汚損	
事由発生日	年 月 日	

備考 き損又は汚損により許可証等の再交付を受けようとするときは、そのき損し、又は汚損した許可証等を添付してください。

起案	年 月 日	再交付枚数	枚	手数料	円
決裁	年 月 日	課長	課長補佐	係長	係員 公印
施行	年 月 日				

第24号様式(第21条関係)

(表面)

(裏面)

<p>第 号</p> <p>一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処分業 従業員証 浄化槽清掃業</p> <p>氏 名</p> <p>住 所</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日発行</p> <p>事業者</p> <p>住所(所在地)</p> <p>氏名(名称及び代表者氏名)</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>	<p>注 意 事 項</p> <p>1 業務に従事するときは、必ずこの従業員証を携帯し、関係人に提示を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>2 この従業員証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>3 この従業員証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。</p> <p>4 有効期間が満了したとき又は従業員の身分を喪失したときは、直ちに返納しなければならない。</p>
--	--

第25号様式(第22条関係)

一般廃棄物処理業変更届

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

注意 □のある欄は、該当する箇所に△印を付けてください。

許可年月日 及び指令番号	年 月 日	いわき市指令 第 号
許可番号	第 号	
事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を除く。) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む。) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業(中間処分) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業(最終処分)	
変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日 年 月 日		

備考 変更の内容を明らかにする書類、記載事項に変更が生ずる許可証等その他市長が

必要と認める書類を添付してください。

第26号様式(第22条関係)

浄化槽清掃業変更届

年 月 日

いわき市長 様

住所 (所在地)

届出者 氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

注意 □のある欄は、該当する箇所に〽印を付けてください。

許可年月日 及び指令番号	年 月 日	いわき市指令 第 号
許可番号	第 号	
変更の 内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

備考 変更の内容を明らかにする書類、記載事項に変更が生ずる許可証等その他市長が必要と認める書類を添付してください。

第27号様式(第23条関係)

一般廃棄物処理業廃止等届

年 月 日

いわき市長 様

住所 (所在地)

届出者 氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

注意 1 太枠の中だけ記入してください。

2 □のある欄は、該当する箇所に〽印を付けてください。

許可年月日 及び指令番号	年 月 日	いわき市指令 第 号
許可番号	第 号	
事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業 (積替え及び保管を除く。) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業 (積替え又は保管を含む。) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業 (中間処分) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業 (最終処分)	
廃止等 の内容	届出区分	<input type="checkbox"/> 事業の全部廃止 (年 月 日付け) <input type="checkbox"/> 事業の一部廃止 (年 月 日付け) <input type="checkbox"/> 事業の全部休止 (年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 事業の一部休止 (年 月 日から 年 月 日まで)
	理由	
	一部廃止又は一部休止のときは、その内容	

備考 廃止等の内容を明らかにする書類、許可証等その他市長が必要と認める書類を添付してください。

起案	年 月 日	課長	課長補佐	係長	係員	摘要
決裁	年 月 日					

第27号様式の2(第23条関係)

引 取 業 廃 業 等 届

年 月 日

いわき市長 様

住所 (所在地)
届出者 氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
2 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の内容	
廃業等の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 法人の合併による消滅 <input type="checkbox"/> 法人の破産手続開始の決定による解散 <input type="checkbox"/> 法人の合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 <input type="checkbox"/> 引取業の廃止

備考 廃業等の内容を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添付してください。

起 案	年 月 日	課 長	課長補佐	係 長	係 員	摘要
決 裁	年 月 日					

第27号様式の3(第23条関係)

フロン類回収業廃業等届

年 月 日

いわき市長 様

住所 (所在地)
届出者 氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
2 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の内容	
廃業等の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 法人の合併による消滅 <input type="checkbox"/> 法人の破産手続開始の決定による解散 <input type="checkbox"/> 法人の合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 <input type="checkbox"/> フロン類回収業の廃止

備考 廃業等の内容を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添付してください。

起 案	年 月 日	課 長	課長補佐	係 長	係 員	摘要
決 裁	年 月 日					

第28号様式(第23条関係)

いわき市長 様

住所 (所在地)

届出者 氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
 2 □のある欄は、該当する箇所にL印を付けてください。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 いわき市指令 第 号
許可番号	第 号
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の内容	
廃業等の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 法人の合併による消滅 <input type="checkbox"/> 法人の破産手続開始の決定による解散 <input type="checkbox"/> 法人の合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業の廃止

備考 廃業等の内容を明らかにする書類、許可証等その他市長が必要と認める書類を添付してください。

起案	年 月 日	課長	課長補佐	係長	係員	摘要
決裁	年 月 日					

W第29号様式(第24条関係)

一般廃棄物処理業停止命令書

いわき市達第 号
 年 月 日

様

いわき市長 印

許可年月日及び指令番号	年 月 日 いわき市指令 第 号
許可番号	第 号
対象事業	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業 (積替え及び保管を除く。) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業 (積替え又は保管を含む。) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業 (中間処分) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業 (最終処分)
停止命令の内容	
停止命令の期間	年 月 日から 年 月 日まで
停止命令の理由	

備考

- 1 事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該事業に係る許可証等を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内にいわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- 3 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として(訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

W第30号様式(第24条関係)

一般廃棄物処理業許可取消通知書

いわき市達第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

取消しの対象事業	許可年月日及び指令番号	年 月 日 いわき市指令 第 号
	許可番号	第 号
	事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業（積替え及び保管を除く。） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む。） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業（中間処分） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業（最終処分）
取消しの内容		
取消しの理由		

- 備考
- 取消しの対象となった事業に係る許可証等を直ちに返還してください。
 - この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内いわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
 - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

W第30号様式の2（第24条関係）
引取業者登録取消通知書

年 月 日

様

いわき市長 印

取消しの対象事業	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
取消しの内容		
取消しの理由		

- 備考
- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内いわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
 - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

W第30号様式の3（第24条関係）

引 取 業 停 止 命 令 書

年 月 日

様

いわき市長 図

停止命令の 対象事業	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
停止命令の内容		
停止命令の期間		
年 月 日から 年 月 日まで		
停止命令の理由		

備考

- この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内*に*いわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内*に*、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内*であつても*、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内*に*、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第30号様式の4(第24条関係)

フロン類回収業者登録取消通知書

年 月 日

様

いわき市長 図

取消しの 対象事業	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
取消しの内容		
取消しの理由		

備考

- この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内*に*いわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内*に*、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内*であつても*、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内*に*、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第30号様式の5(第24条関係)

年 月 日

様

いわき市長 印

停止命令の 対象事業	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
停止命令の内容		
停止命令の期間		
年 月 日から 年 月 日まで		
停止命令の理由		

備考

- この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内にいわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第31号様式(第24条関係)

浄化槽清掃業許可取消通知書

いわき市達第 号

年 月 日

様

いわき市長 印

取消しの 対象事業	許可年月日 及び指令番号	年 月 日	いわき市指令 第 号
	許可番号	第 号	
取消しの内容			
取消しの理由			

備考

- 取消しの対象となった事業に係る許可証等を直ちに返還してください。
- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内にいわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第32号様式(第24条関係)

浄化槽清掃業停止命令書

いわき市達第 号

年 月 日

様

いわき市長 印

停止命令の対象事業	許可年月日及び指令番号	年 月 日	いわき市指令第 号
	許可番号	第 号	
停止命令の内容			
停止命令の期間			
		年 月 日から	年 月 日まで
停止命令の理由			

備考

- 1 事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該事業に係る許可証等を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内いわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- 3 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第33号様式(第26条関係)

その1 (ごみ用)

一般廃棄物処理業実績報告書

いわき市長 様

年 月 日

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

排出者		廃棄物の種類	処理量(トン)	処分量(トン)						摘要
				市の施設			その他の施設			
名称(氏名)	所在地(住所)			焼却	埋立て	再利用	焼却	埋立て	再利用	その他
合 計										

その2 (し尿用)

一般廃棄物処理業実績報告書

いわき市長 様

年 月 日

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

収集区域	町(字)名	し尿収集 世帯合計	収集量 (リットル)	人 頭 制				従 量 制				
								定時収集従量制		申 込 従 量 制		
				取 集 世 帯	取 集 人 口	取 集 量 (リットル)	特 殊 便 槽	取 集 世 帯	取 集 量 (リットル)	取 集 世 帯	取 集 量 (リットル)	投 入 設 施 名
Aブロック (1日~5日)												
Bブロック (6日~10日)												
Cブロック (11日~15日)												
Dブロック (16日~20日)												
Eブロック (21日~25日)												
Fブロック (26日~30日)												
合 計												

第34号様式(第26条関係)

いわき市長様

年月日

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

浄化槽の 設置者名	浄化槽の所在地	人 槽 (人)	容量 (キロリ トル)	清掃年月日	搬入業者名	搬入施設名	年 月 分	
							処理方法	摘 要
合 計								

第34号様式の2(第26条の2関係)
(表面)

一般廃棄物 再生輸送業指定申請書
産業廃棄物

年月日

いわき市長様

住所(所在地)

申請者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
2 □のある欄は、該当する箇所に△印を付けてください。

事務所及び事業場の所在地		
廃棄物区分		<input type="checkbox"/> 一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物
取り扱う廃棄物の種類及び数量		
再生利用の目的		
事業の用に供する施設の種類及び数		
取引者	排出者	氏名(名称及び代表者氏名)
		住所(所在地)
	廃棄物再生利用者	氏名(名称及び代表者氏名)
		住所(所在地)
再生により得られる製品の種類及び用途		
従業員数		人

備考 裏面に記載した書類を添付してください。

区分	<input type="checkbox"/> 指定する。	<input type="checkbox"/> 指定しない。	起案	年月日	
課長	課長補佐	係長	係員	公印 決裁	年月日
				公印 施行	年月日

(裏面)

[添付書類]

- 事業計画書
- 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合は、その法人の定款その他の基本約款及び登記事項証明書)
- 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- 廃棄物再生利用業者が申請する場合は、その指定証の写し
- 廃棄物再生利用業者の委託を受けて再生輸送を業として行おうとする者が申請する場合は、その委託関係を証する書類及び当該委託者の廃棄物再生利用業の指定証の写し
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第34号様式の3(第26条の2関係)

様

いわき市長 印

指 定 番 号		年 月 日付申請分
第 号		
所 在 地	事 務 所	
	事 業 場	
取 扱 廃 棄 物 の 種 類		
取 引 者	排 出 者	住 所 (所 在 地)
		氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)
	廃 棄 物 再 生 活 用 業 者	住 所 (所 在 地)
		氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)
指 定 の 条 件		
指 定 の 有 効 期 限 年 月 日		

第34号様式の4(第26条の3関係) (表面)

一般廃棄物 再生生活用業指定申請書
産業廃棄物

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)
申請者 氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号 ()

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
2 □のある欄は、該当する箇所にL印を付けてください。

事務所及び事業場の所在地		
廃棄物区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物
取り扱う廃棄物の種類及び数量		
再生利用の目的		
事業の用に供する施設の種類、数、設置場所及び処理能力		
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要		
取引者	排出者	氏名(名称及び代表者氏名)
		住所(所在地)
	廃棄物再生業者	氏名(名称及び代表者氏名)
		住所(所在地)
再生により得られる製品の種類及び用途		
従業員数 人		

備考 裏面に記載した書類を添付してください。

区分	<input type="checkbox"/> 指定する。	<input type="checkbox"/> 指定しない。	起案	年 月 日
課長	課長補佐	係長	係員	公印
決裁				年 月 日
施行				年 月 日

(裏面)

[添付書類]

- 事業計画書
- 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合は、その法人の定款その他の基本約款及び登記事項証明書)
- 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- 排出者との取引関係を証する書類
- 再生活用の処理工程図
- 再生輸送を委託する場合は、委託関係を証する書類
- 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第34号様式の5(第26条の3関係)

様

いわき市長 印

		年 月 日付け申請分	
指 定 番 号		第 号	
所 在 地			
取 扱 廃 棄 物 の 種 類			
廃 棄 物 再 生 活 用 施 設	所 在 地		
	種 類 及 び 処 理 能 力		
取 引 者	排 出 者	住 所 (所 在 地)	
		氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)	
取 引 者	廃 棄 物 再 生 輸 送 業 者	住 所 (所 在 地)	
		氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)	
指 定 の 条 件			
指 定 の 有 効 期 限		年 月 日	

第34号様式の5の2(第26条の3の2関係)

指 定 証 紛 失 等 届

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

注意 1 太枠の中だけ記入してください。

2 □のある欄は、該当する箇所にL印を付けてください。

指 定 年 月 日 及 び 指 令 番 号	年 月 日	いわき市指令 第 号
指 定 番 号	第 号	
再交付を受けようとする指定証の種類		
再交付の理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 汚損	
事由発生日	年 月 日	

備考 き損又は汚損により指定証の再交付を受けようとするときは、そのき損し、又は汚損した指定証を添付してください。

起 案	年 月 日	課 長	課長補佐	係 長	係 員	公 印
決 裁	年 月 日					
施 行	年 月 日					

第34号様式の6(第26条の4関係)

(表面)

一般廃棄物 再生輸送業変更指定申請書
産業廃棄物

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)
申請者 氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号 ()

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
2 □のある欄は、該当する箇所にL印を付けてください。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
廃棄物区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物
取り扱う 廃棄物の種類	変更前 変更後
変更の理由	
変更後の事業の用に供する施設の種類及び数	
変更後の取引者	
変更後の再生により得られる製品の種類及び用途	
変更後の従業員数	人

備考 裏面に記載した書類の内容に変更があった場合は、当該書類を添付してください。

区分	<input type="checkbox"/> 指定する。 <input type="checkbox"/> 指定しない。	起案	年 月 日			
課長	課長補佐	係長	係員	公印	決裁	年 月 日
					施行	年 月 日

(裏面)

[添付書類]

- 事業計画書
- 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合は、その法人の定款その他の基本約款及び登記事項証明書)
- 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- 廃棄物再生生活用業者が申請する場合は、その指定証の写し
- 廃棄物再生生活用業者の委託を受けて再生輸送を業として行おうとする者が申請する場合は、その委託関係を証する書類及び当該委託者の廃棄物再生生活用業の指定証の写し
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第34号様式の7(第26条の4関係)

(表面)
一般廃棄物 再生活用業変更指定申請書
産業廃棄物

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)
申請者 氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号 ()

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
2 □のある欄は、該当する箇所にL印を付けてください。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
廃棄物区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物
取扱う廃棄物の種類	変更前 変更後
変更の理由	
変更後の事業の用に供する施設の種類の数、設置場所及び処理能力	
変更後の事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
変更後の取引者	
変更後の再生により得られる製品の種類及び用途	
変更後の従業員数	人

備考 裏面に記載した書類の内容に変更があった場合は、当該書類を添付してください。

区分	<input type="checkbox"/> 指定する。 <input type="checkbox"/> 指定しない。	起案	年 月 日			
課長	課長補佐	係長	係員	公印	決裁	年 月 日
					施行	年 月 日

(裏面)

[添付書類]

- 事業計画書
- 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合は、その法人の定款その他の基本約款及び登記事項証明書)
- 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- 排出者との取引関係を証する書類
- 再生活用の処理工程図
- 再生輸送を委託する場合は、委託関係を証する書類
- 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第34号様式の8(第26条の5関係)

再生輸送業 廃止届
廃棄物 再生活用業 変更届

年 月 日

いわき市長 様

住所(所在地)
届出者 氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号 ()

注意 太枠の中だけ記入してください。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
廃止又は変更の内容	届出前 届出後
廃止又は変更の理由	
廃止又は変更年月日	年 月 日

備考 廃棄物再生輸送業の指定の申請又は廃棄物再生活用業の指定の申請の際に提出した添付書類のうち、その内容に変更が生ずるものその他市長が必要と認める書類を添付してください。

課長	課長補佐	係長	係員	起案	年 月 日
				決裁	年 月 日
				施行	年 月 日

第34号様式の9(第26条の7関係)

(第1面)
一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所
申請者 氏名 (名称及び代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		$\frac{m^3}{t} / \text{日}$ () 時間 $\frac{m^3}{t} / \text{日}$ () 時間 $\frac{m^3}{t} / \text{時間}$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)) を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画に係る事項 (一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画 (最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

申請者（個人である場合）			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住	所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		
法第7条第5項第4号りに規定する役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）			
発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有株式の数又は出資金額割合	本住 籍所
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は、記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。			
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。			
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。			
(1) 一般廃棄物処理施設の構造又は設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図			
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図			
5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を添付すること。			

年 月 日

いわき市長 様

住所
申請者 氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
設置場所		
竣功 <small>しゅんこう</small> の年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
添付書類及び図面	1 竣功 <small>しゅんこう</small> 図面（施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図）	受付欄
	2 その他参考となる書類又は図面	

第34号様式の10の2（第26条の7関係）
一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所
申請者 氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 事務処理欄	
備考 ※欄は、記入しないこと。	

第34号様式の10の2の2（第26条の7関係）

いわき市長 様

住所

報告者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

許可の年月日及び許可番号	
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※事務処理欄	
<p>備考</p> <p>1 ※欄は、記入しないこと。</p> <p>2 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。</p>	

第34号様式の10の3(第26条の7関係)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	住 所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
氏 名	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を添付すること。

※手数料欄

第34号様式の10の4(第26条の7関係) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

いわき市長 様

住所
届出者 氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可年月日及び許可番号又は届出年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	
	△省令第5条の4(第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)	
	省令第5条の4第6号に掲げる事項	
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日
	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日	
※事務処理欄		

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

第34号様式の10の5(第26条の7関係)

(表面)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年 月 日

いわき市長 様

住所

届出者 氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可 (届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ ㎡ m m
※事務処理欄	

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数量 (m ³)	性 状
添付書類及び図面	1 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該施設の周辺の地図 3 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の手法を明らかにする書類		
備考	※の欄は、記入しないこと。		

第34号様式の10の6(第26条の7関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所

申請者 氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋 立 処 分 の 方 法		
埋 立 処 分 開 始 年 月 日		
埋 立 処 分 終 了 年 月 日		

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋 立 地 の 覆 い の 概 要	
※ 事 務 処 理 欄	
添付書類及び図面	1 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該最終処分場の周辺の地図 3 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (以下「基準省令」という。) 第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類 4 申請の直前の2年以上にわたり行った基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類 5 その他参考となる書類又は図面
備考	1 ※の欄は、記入しないこと。 2 「地下水等」とは、基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 3 「保有水等」とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。 4 「覆い」とは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

第34号様式の10の6の2(第26条の7関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所
申請者 氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画に係る事項	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
※ 事務処理欄		
※ 認定の年月日	年 月 日	
※ 認定番号	第 号	

(裏面)

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none">当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する省令第5条の5第1項第4号イからハマまでに掲げる事項を記載した書類当該熱回収施設について法第8条第1項の許可を受けていることを証する書類
備考	<ol style="list-style-type: none">※欄は、記入しないこと。設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力量(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合は、それぞれの能力)を記載すること。△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。熱回収率については、省令第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。市長が定める部数を提出すること。
※ 手数料欄	

第34号様式10の6の3(第26条の7関係)

年 月 日

いわき市長 様

住所
届出者 氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号

熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日及び認定番号 年 月 日 第 号	
熱回収を行わなくなったとき	理由 年 月 日 年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由 (廃止・休止・再開の別) 年 月 日 年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容 理由 年 月 日 年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	
添付書類及び図面	1 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図 2 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類
備考 1 ※欄は、記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

第34号様式10の6の4(第26条の7関係)
一般廃棄物処理施設熱回収報告書

年 月 日

いわき市長 様

住所
報告者 氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号

熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日及び認定番号 年 月 日 第 号	
年4月1日から 年3月31日 までの年間熱回収率	%
添付書類	省令第5条の5の11第1項第3号の熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
備考 熱回収率については、省令第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

第34号様式の10の7(第26条の7関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

いわき市長 様

名称

届出者 代表者氏名

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※届出年月日	年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄	

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
添付書類及び図面	1 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 2 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 3 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 4 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図 5 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図		
備考			
1 ※欄は、記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			

(表面)
一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

いわき市長 様

名称
届出者 代表者氏名
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場にあつては、一般廃棄物の埋立処分用の供される場所の面積及び埋立容量）	変 更 前	変 更 後
		m ³ /日 () 時間	m ³ /日 () 時間
		t/日 () 時間	t/日 () 時間
m ³ /時間		m ³ /時間	
埋立地の面積	m ²	埋立地の面積	m ²
埋立容量	m ³	埋立容量	m ³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

(裏面)

※事務処理欄	
添付書類及び図面	1 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 2 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 3 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 4 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類 5 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
備考	1 ※欄は、記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

第34号様式の10の9(第26条の7関係)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額
	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	本 籍 住 所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	

備考
1 ※欄は、記入しないこと。
2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

⑪政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

⑫合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

(第4面)

⑬合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の 総数	株	出資の額	本 住	籍 所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合		

⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

備考
1 ※欄は、記入しないこと。
2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
3 ⑨の欄から⑭の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

(表面)

相 続 届 出 書

年 月 日

いわき市長 様

住所
届出者 氏名
電話番号

被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	
※事務処理欄	

(裏面)

相続人			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は、記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			

第34号様式の10の12(第26条の7関係)

特例による一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

いわき市長 様

住所（所在地）

届出者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	面積 m^2 残余の埋立容量 m^3 $m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	
省令第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該廃棄物が生じた時期及び地域	時 期
	地 域
※ 事 務 処 理 欄	
備考 1 ※欄は、記入しないこと。 2 「産業廃棄物処理施設の種類」及び「産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類」の欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の5の規定により交付された許可証に記載されている種類を記載すること。	

第34号様式の10の13(第26条の7関係)

産業廃棄物処理施設種類等変更届出書
特例による一般廃棄物処理施設 事業廃止

年 月 日

いわき市長 様

住所

届出者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

注意 □のある欄は、該当する箇所にL印を付けてください。

届出の内容	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の種類の変更 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の変更 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物の処理の事業の廃止
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
届出年月日	年 月 日
変更（廃止）年月日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	
備考 1 ※欄は、記入しないこと。 2 「産業廃棄物処理施設の種類の種類」及び「産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類」の欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の5の規定により交付された許可証に記載されている種類を記載すること。	

第34号様式の10の14(第26条の8関係)

設置
一般廃棄物処理施設 許可証
変更

年 月 日

住所

氏名（名称及び代表者氏名）

第8条第1項 設置
第9条第1項 の規定により、 の許可を受けた
変更

一般廃棄物処理施設であることを証する。

いわき市長 印

許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び 処理する一般廃 棄物の種類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに、市長に連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

第34号様式10の14の2(第26条の8関係)
一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

年 月 日

住所

氏名（名称及び代表者氏名）

いわき市長 印

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定 期 検 査 の 結 果	
次 回 の 検 査 期 限	年 月 日

第34号様式10の14の3(第26条の8関係)

年 月 日

住所
氏名（名称及び代表者氏名）

いわき市長 印

認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	第 号
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を市長に提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく市長に届け出ること。

第34号様式の10の15(第26条の8関係)

譲受け
一般廃棄物処理施設 許可証
借受け

年 月 日

住所
氏名（名称及び代表者氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、譲受けの許可を借受け

受けたことを証する。

いわき市長 印

譲受け又は借受けの許可の年月日		許可番号	
譲受け又は借受けの相手方の氏名及び場所			
譲り受け、又は借り受けた一般廃棄物処理施設	許可の年月日及び許可番号		
	施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類		
	設置場所		
	処理能力		
	許可の条件		

第34号様式の10の16(第26条の8関係)

合 併
分 割 認 可 証

年 月 日

住所
名称
代表者氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定による認可を受けたことを証する。

いわき市長 印

認可の年月日		認可番号	
合併又は分割の当事者の名称及び住所			
合併又は分割の方法及び条件			
合併又は分割の認可に係る一般廃棄物処理施設	許可の年月日及び許可番号		
	施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類		
	設置場所		
	処理能力		
	許可の条件		

第34号様式の10の17(第26条の8関係)
特例による一般廃棄物処理施設設置届出受理書

年 月 日

住所
氏名(名称及び代表者氏名)

年 月 日付で提出のあった特例による一般廃棄物処理施設設置届出書を次のとおり受理しました。

いわき市長 印

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		
省令第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該廃棄物が生じた時期及び地域	時期	
	地域	

第34号様式の10の18(第26条の8の3関係)

年 月 日

いわき市長 様

住所
請求者 氏名 (名称及び代表者氏名)
電話番号

縦覧請求する 一般廃棄物処理施設	設置場所	
	名称	

第34号様式の11(第26条の9関係)

(表面)

一般廃棄物 最終処分場埋立終了届出台帳
産業廃棄物

台帳番号 _____

設置者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	電話番号 ()
	代表者氏名	
最終処分場廃止までの間の管理予定者	住所	
	氏名	
	連絡先	電話番号 ()
許可又は届出年月日	年 月 日	
許可又は届出番号	第 号	
設置場所		
最終処分場の種類	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分場 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分場 (<input type="checkbox"/> 安定型 <input type="checkbox"/> 管理型 <input type="checkbox"/> し断型)	
最終処分場の面積		m ²
埋立地の面積		m ²
埋立地の容量		m ³
埋立ての深さ		m
覆土の厚さ		m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	
廃止の確認年月日	年 月 日	

(裏面)

区分	種類	量	種類	量
埋め立てた廃棄物	一般廃棄物			
	産業廃棄物			
備考				

年 月 日

いわき市長 様

住所 (所在地)

請求者 氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

注意 太枠の中だけ記入してください。

閲覧請求する 最終処分場	設置場所	
	設置者の氏名 (名称)	
請求の理由		

区分	<input type="checkbox"/> 閲覧させる。	<input type="checkbox"/> 閲覧させない。	起案	年月日	
課長	課長補佐	係長	係員	受付者	
				決裁	年月日
				施行	年月日

第35号様式(第28条関係)

手数料減免申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所
申請者 氏名
電話番号 ()

注意 太枠の中だけ記入してください。

区分	<input type="checkbox"/> 焼却処分	<input type="checkbox"/> 埋立処分
廃棄物の種類		
搬入量	キログラム	
廃棄物の発生場所	いわき市	
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで	
搬入する車両の登録番号		
減免申請の理由		

備考 減免申請の理由を証する書類を添付してください。

起案	年月日	<input type="checkbox"/> 減免を認める。 理由 第28条第1項	<input type="checkbox"/> 焼却処分廃棄物搬入量 キログラム	手数料の額 円
決裁	年月日	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	<input type="checkbox"/> 埋立処分廃棄物搬入量 キログラム	減免割合 /100
施行	年月日			減免決定額 円
課長	課長補佐	係長	係員	<input type="checkbox"/> 減免を認めない。 理由
				差引額 円

第36号様式(第28条関係)

手数料減免決定通知書
不減免

年 月 日

様

いわき市長 印

年 月 日付け申請分

決定内容	<input type="checkbox"/> 減免を認める。	<input type="checkbox"/> 減免を認めない。
区分	<input type="checkbox"/> 焼却処分	<input type="checkbox"/> 埋立処分
廃棄物の種類		
搬入量	キログラム	
廃棄物の発生場所	いわき市	
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで	
搬入する車両の登録番号		
減免を認めない理由		

備考

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内にいわき市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

手数料の額	円
減免割合	/100
減免決定額	円
差引額	円

W第37号様式(第36条関係)

(表面)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日 年 月 日
<p>上の者は、いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第36条第1項に規定する立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p>年 月 日 発行</p> <p style="text-align: right;">いわき市長 印</p>	

(裏面)

<p>いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）</p> <p>（立入検査）</p> <p>第36条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量若しくはその適正な処理又は生活環境の清潔の保持に関し、業務の状況又は帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p>
